

久喜市公の施設見直しの検討指針

平成23年1月13日市長決裁

1 はじめに

本市は、平成22年3月23日に、旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町、旧鷺宮町の1市3町が合併して誕生した。

合併により、旧1市3町の公の施設をそのまま引き継いでいるため、機能が重複した施設が多く存在している。また、これまで設置した施設についても、経年による老朽化が進み修繕費等の維持管理経費が増加するとともに、施設の大規模改修には多大な経費が必要となる。

これまでも、厳しい財政状況の中で、行財政改革を推進してきたところであるが、限られた資源を有効に活用することが今まで以上に求められている中で、公の施設については、「適正な配置」と「効率的な管理運営」が求められる。

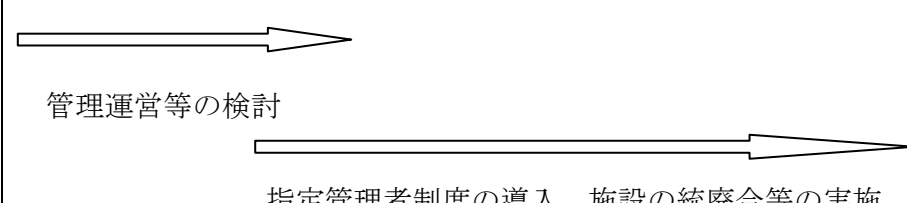
こうしたことから、公の施設については、市民サービスの維持・向上に配慮しつつ、効率的で効果的な管理運営を行うことを目的に、本市の全ての公の施設の管理運営等について総点検を行い、指定管理者制度の導入を軸に、施設の統合や廃止も視野に入れた一定の見直しの方向性を示す検討を行うため「久喜市公の施設見直しの検討指針」を策定する。

2 検討組織

公の施設の管理運営のあり方を検討するための組織である「久喜市公の施設管理運営検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において実施する。

3 実施期間

公の施設の管理運営等の見直しについては、平成23年度中を目途に検討委員会において一定の方向性を示すものとし、その方向性に基づいて、可能な施設から適時実施するものとする。

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施内容				

4 検討対象施設

地方自治法第244条に規定する、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」とする。

5 基本方針

(1) 公の施設としての必要性・妥当性の検討

全ての公の施設の管理運営等について総点検を行い、指定管理者制度の導入を軸に、施設の存続や統合、廃止も視野に入れた検討を行う。

(2) 公の施設の管理運営方法の検討

行政サービスの向上とともに、効果的、効率的な行政運営を図る観点から、市の適正な管理監督のもとで、指定管理者制度等の民間活力の積極的な活用を図るための検討を行う。

6 公の施設の必要性等の見直しの方向性

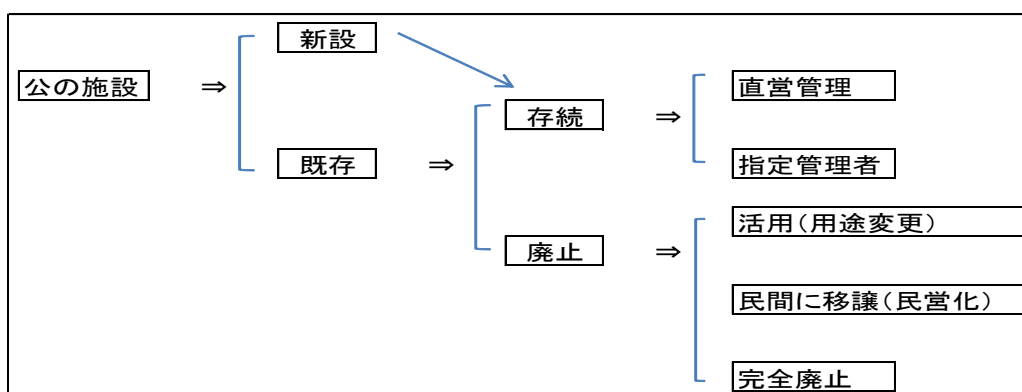
(1) 設置目的が達成された施設、設置意義が薄れた施設、民間施設との競合により、施設の利用率が低い施設 ⇒ 廃止又は転用を検討する。

(2) 設置目的又は施設の内容が同一、又は類似している公の施設が市内に複数あり、統合することにより効率的な運営ができる施設
⇒ 統廃合を検討する。

(3) 市が直接管理運営する施設で、指定管理者制度に基づく管理運営、又は民間に移譲(民営化)を行った方が、より効率的で効果的な管理運営が可能となる施設 ⇒ 指定管理者、民間に移譲(民営化)を検討する。

(4) 施設の利用実態から、実質、地域団体の施設となっている施設
⇒ 地域団体へ移管を検討する。

(5) 今後設置する施設
⇒ 新設の必要性や指定管理者制度等による管理運営の導入に向けて検討する。



7 公の施設の管理運営方法の見直し基準

(1) 廃止や他用途への転用、民間等への譲渡を検討する施設の判断基準

- ① 公の施設としての設置意義が薄れている施設
設置当時は、行政が設置・運営することが要請された施設であったが、現在では、その必要性が薄れた施設
- ② 施設の利用率が著しく低い施設
行政需要の変化に伴い、設置の目的が薄れ、施設の利用率が大きく低下している施設
- ③ 施設の老朽化が著しい施設（大規模改修を実施する必要性がない）
施設の老朽化が進み、施設本体の維持管理が困難となってきたが、大規模改修を実施してまで施設を維持していく必要性が低い施設

(2) 市が直接管理運営することが望ましい施設の判断基準

- ① 市が直接管理しなければならない法的根拠又は明確な理由がある施設

道路法、河川法、学校教育法等の個別の法令や国等の通知等による、指定管理者制度の導入に関する規制がある。

- ② 施設規模、サービスの特殊性、専門性等を総合的に勘案し、民間事業者等による管理運営が困難な施設、又は利用者へのサービスの向上が期待できない施設

業務の専門性・特殊性等を踏まえ、市が直接管理することが適当とされる。

- ③ 民間事業者等では現在、市と同様又は類似のサービスを提供していない施設

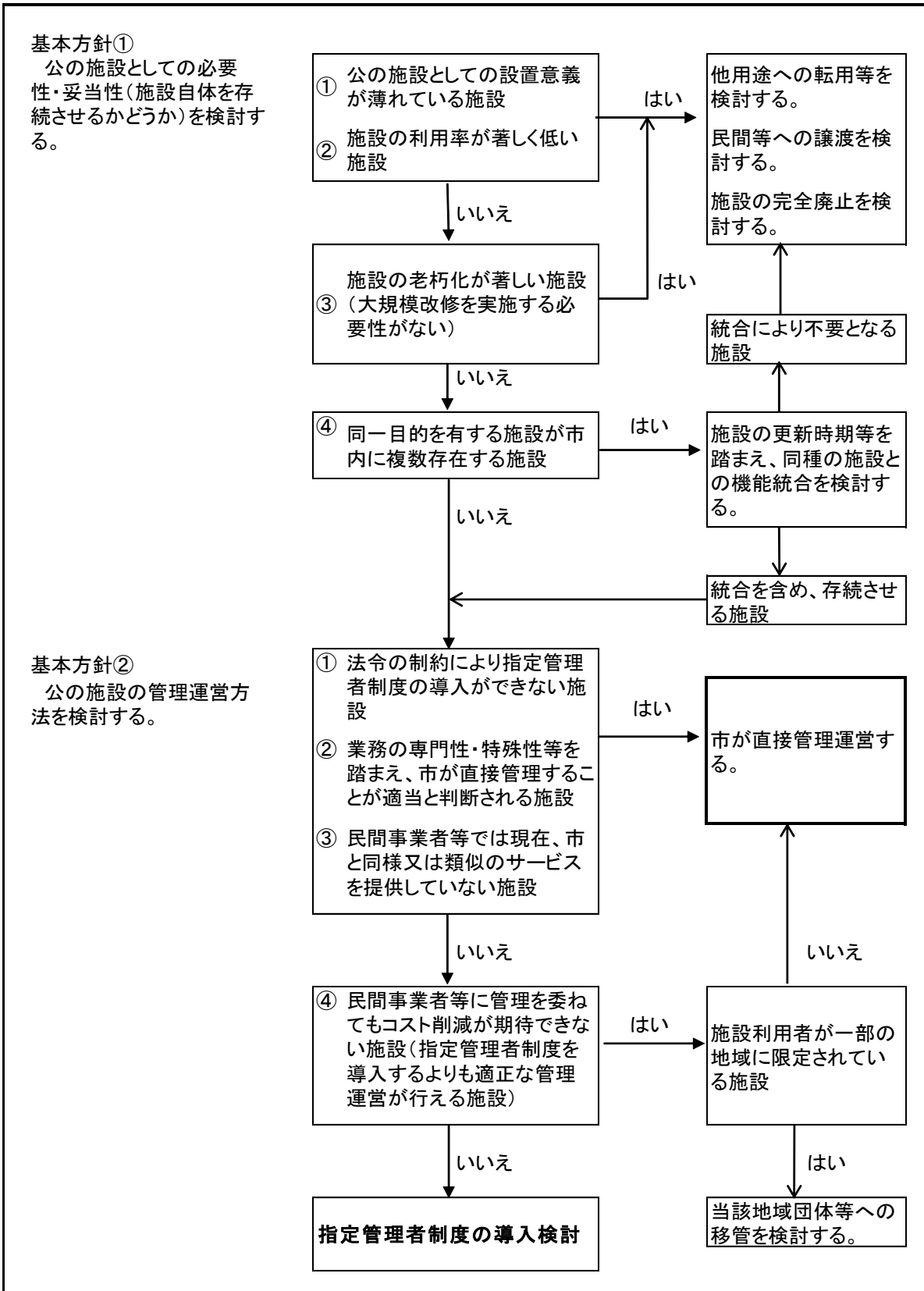
行政以外に同様のサービスを提供する民間事業者等が存在せず、民間参入の可能性がない、又はNPO等市民とのパートナーシップ、受け皿となる団体の成熟度が低い。
--

- ④ 民間事業者等に管理を委ねてもコスト削減が期待できない施設
〔 清掃や施設のメンテナンス等の個別の業務委託で対応ができ、施設の管理と活用への民間ノウハウの適用の余地がない、又は指定管理者制度を導入することで、個別の業務委託の場合以上にトータルコストがかかる。 〕

(3) 指定管理者制度を導入することが望ましい施設の判断基準

- ① 民間のノウハウの活用
〔 民間事業者等に任せることで、利用者ニーズに合ったサービスの充実や運営ノウハウの活用が期待できる。 〕
- ② コスト削減
〔 民間事業者等に任せることで、管理コストの削減が期待できる。 〕
- ③ 地域性
〔 地域住民が管理することで、よりきめ細かな管理が可能となり、利用環境が向上し、適正な管理が期待できる。 〕
- ④ その他
〔 民間に類似施設がある。
施設の管理運営に際し、行政の関与の度合いが少ない。 〕

公の施設 見直しフロー図



8 見直しの具体的な手順

(1) 管理運営の検討

- ① 公の施設の調査をするための様式(公の施設の管理運営に関する調査票)を作成する。【改革推進課】
- ② 公の施設の所管課において、施設ごとに現在の管理運営状況、今後の管理運営方針等を踏まえて、幅広い視点で、施設のあり方や指定管理者制度の導入の可能性について検討し、調査票に必要事項を記入する。【施設所管課】
- ③ 検討委員会において、施設所管課の結果をもとに、各施設の方向性を検討する。また、検討委員会では、必要に応じて施設所管課とヒアリングする。【検討委員会】
- ④ 検討委員会での検討結果(方向性)について、施設所管課に対して、実施の可否、可能の場合には実施に向けた計画(スケジュール等)の作成を依頼する。【改革推進課】
- ⑤ 施設の所管課において、検討委員会での検討結果(方向性)に対して、実施の可否、可能の場合には実施に向けた計画(スケジュール等)を作成する。【施設所管課】
- ⑥ 施設所管課より提出された実施の可否、可能の場合には実施に向けた計画(スケジュール等)をもとに、検討委員会の施設の最終的な方向性を決定する。【検討委員会】
- ⑦ 改革推進課において、検討委員会で決定した公の施設の最終的な方向性について、市長決裁を得て、市としての施設の方向性とする。【改革推進課】

(2) 指定管理者制度の導入、施設統廃合等の実施

施設所管課は、市として決定した公の施設の方向性に基づき、施設の管理運営の方法の見直し等を推進する。【施設所管課】